

児童生徒の居場所について

学校教育部

今後の対応方針

引き続き、大阪府が特定警戒都道府県に指定され、学校臨時休業期間が5月31日まで延長されることに伴い、児童会の休止期間を5月31日まで延長した。

国は、緊急事態宣言の解除について、「5月14日をめどに、専門家にその時点での地域ごとの感染者数の動向などを分析・評価いただき、可能と判断すれば特定警戒都道府県であっても、期間満了を待つことなく解除する」との方針を明らかにしている。

これらを踏まえ、引き続き、休業要請や学校再開等を踏まえ、児童生徒の安全面に最大限配慮しつつ、次のとおり取り組んでいく。

		第一段階	第二段階	第三段階
緊急事態宣言〔継続〕	来校日設定	○※1 8時30分～17時 保育料は徴収しない		
	休業要請解除			
緊急事態宣言〔解除〕	来校日設定		○※2 8時～18時（延長保育は19時） 保育料徴収	
	学校再開			○※3 13時15分～18時（延長保育は19時） 保育料を徴収

- ※1 現行と概ね同業種において休業要請が継続した場合、「緊急的な居場所」で、引き続き見守りを行う。なお、17時以降について特段の理由がある場合、受入を行っており、引き続き、市HPで周知していく。
- ※2 「児童会」と「臨時的な児童生徒の居場所」を共同実施（緊急的な居場所と同じ運営体制）。児童会在籍児童以外の児童も児童会で受け入れることとし、3密防止の観点から1班あたり15名を超えないよう運営する。不足する部屋は学校の特別教室等を活用する。なお、留守家庭児童会室に在籍していない児童は、8時30分～15時を見守り時間とする。
- ※3 学校再開にあわせ、児童会は通常運営とし、「臨時的な児童生徒の居場所」は終了する。当面の間、3密防止の観点から1班あたり15名を超えないよう運営する。不足する部屋は学校の特別教室等を活用する。

上記のいずれの場合においても、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗いうがいの徹底、換気など感染拡大防止対策に取り組めます。